

約定取消しルール of 諸外国における取扱いについて

※ 現時点において調査中の部分もあり、ルール運営の実態等については、今後の現地調査の結果等も踏まえる必要があるが、現時点において大要判明している事実をまとめると以下のとおり。

1. 約定取消しを可能とする基本的考え方

- 諸外国の取引所では、誤発注等の場合の約定について一定の条件の下で取消することができるとするルールを採用しているケースも多いが、その背景にある基本的な考え方としては、取引所の使命が公正・妥当な価格で確実な取引を行う場を提供することにあり、仮に誤発注やシステム障害等により、誤った（＝市場実勢を反映しない）約定価格が形成されてしまった場合に、それを是正することを主眼とするものが多いと考えられる。

（注1）米国CBOTは、過誤取引ルール（Error trade policy）の趣旨について、「取引の確実性（trade certainty）と誤った価格の発見（erroneous price discovery）の適切なバランスをねらったもの」と位置付けている。

（注2）海外の取引所においては市場において形成可能な価格を出来るだけ生かす観点から、我が国のような値幅制限や特別気配等のルールが設けられていないケースも多く、その場合、誤発注等で出された注文をそのまま約定させてしまった場合は、実勢から極端に乖離した価格が注文後すぐに成立し得るという側面も。

- 従って、取引の安定確保等の観点から、取消しには必ず一定の条件が付されており、また、取引所によっては、「誤った価格形成の是正」により重きをおいて、価格を誤った場合については取消しもしくは価格の変更を認めるが、数量の誤りについては取消し等を認めないとする例もある（CBOT、フランクフルト取引所等）。

（注）誤発注の是正の方法としては、約定の取消しのほか、約定価格の修正、反対売買の執行等の形で行われる。

2. 取消しが認められる条件

- 取引の確実性確保の観点から、取引成立から比較的短時間での処理を前提としたものが多い。

(例) N a s d a q : 売買から30分以内の申告が要件。

CBOT : 問題取引については約定から5分以内に当該取引を「questionable status」に置く旨取引所が宣言。

フランクフルト : 約定から10分以内の申請が条件。

ユーロネクスト : 約定から15分以内の申請が条件。

- 取消しにあたっては、当事者の申告および取引の相手方の同意を前提とするものが多いが、一定期間内に合意に至らない場合は取引所の権限により約定取消しを行うことを可能とする場合も (CBOT、LSE、ユーロネクスト等)。

- 異常な価格形成とみなされる基準を、直近約定価格に対する一定幅などの形で予め定めているケースも (CBOT、フランクフルト等)。